

事 業 報 告 書
(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 至誠会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 埼玉県坂戸市紺屋526番地2
- (3) 設立認可年月日 平成4年12月10日
- (4) 設立登記年月日 平成5年1月5日
- (5) 役員 省略

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所は(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	安田歯科医院	埼玉県坂戸市紺屋526番地2	なし

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年8月29日 令和2年度決算の承認

剰余金処理の件

理事及び監事の任期満了による改選

令和4年6月30日 令和4年度予算の承認

法人名 医療法人社団 至誠会

※医療法人整理番号

所在地 埼玉県坂戸市紺屋526番地2

貸 借 対 照 表

(令和 4年 6月 30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	57,386	I 流動負債	4,957
II 固定資産	7,844	II 固定負債	55,000
1 有形固定資産	3,937	負債合計	59,957
2 無形固定資産	221	純資産の部	
3 その他の資産	3,686	科 目	金 額
		I 出資金	7,690
		II 積立金	△ 2,417
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	5,273
資産合計	65,230	負債・純資産合計	65,230

法人名 医療法人社団 至誠会

※医療法人整理番号

所在地 埼玉県坂戸市紺屋 526 番地2

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月 30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
業務事業損益	
1 事 業 収 益	42,408
2 事 業 費 用	47,171
事 業 損 失	4,763
II 事 業 外 収 益	1,024
III 事 業 外 費 用	0
經 常 損 失	3,739
IV 特 別 利 益	300
V 特 別 損 失	0
税 引 前 当 期 純 損 失	3,439
法 人 税 等 及 び 事 業 税	74
当 期 純 損 失	3,513

法人名 医療法人社団 至誠会

※医療法人整理番号

所在地 埼玉県坂戸市紺屋 526 番地 2

財 产 目 錄
(令和4年 6月30日現在)

1. 資 産	額	65,230 千円
2. 負 債	額	59,957 千円
3. 純 資 産	額	5,273 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金額
A 流動資産	57,386
B 固定資産	7,844
C 資産合計	65,230
D 負債合計	59,957
E 純資産	5,273

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土	地	<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借)
建	物	<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借)

法人名 医療法人社団 至誠会
所在地 埼玉県坂戸市紺屋526番地2

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者
該当なし

(2) 個人である関係事業者
該当なし

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 至誠会
理事長 安田 寛仁 殿

私は、医療法人社団至誠会の令和3会計年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年8月29日

医療法人社団 至誠会

監事 志田 瞳子 印